

湖東普及だより

H28
春号

編集発行 滋賀県湖東農業農村振興事務所農産普及課（発行責任者：林 吉一）
〒522-0071 彦根市元町4番1号
TEL：0749-27-2228 FAX：0749-23-0821 E-mail：ga32@pref.shiga.lg.jp
ホームページアドレス：http://www.pref.shiga.jp/hikone-pbo/nogyo/

「農村」に明るい将来を！

「農村」の現状は大きく変化しています！

人が集まれば田んぼの話が話題となり、農作業も家族総出が当たり前であった「農村」の姿は、いつの間にか少子高齢化や生活スタイルの変化により消えつつあります。農村の空家や祭りの継承問題も起きつつあります。また、農産物を販売する農家数は年々減少し、土地持ち非農家が年々増加しています（図1）。

農業への関心が薄れつつある今、農家・非農家を問わず、農村に住む人みんなが集まり、「地域の将来」や「生活と農業」のことを一緒に考えてもらうことが何より重要であると考え、県では「地域農業戦略指針」（以下：「指針」）という手引書を作成しました。

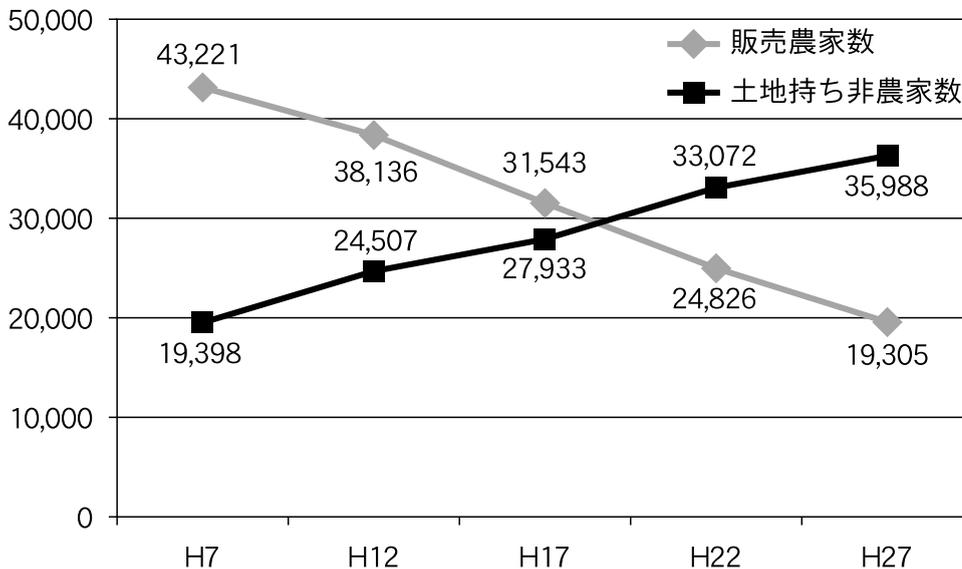
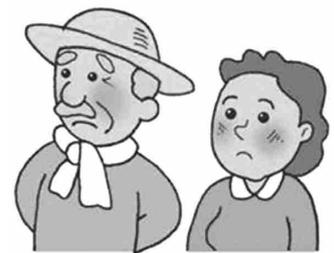


図1. 滋賀県における農家数の推移（農林業センサス）



「農村の将来」を変えるのは皆さんです！

「農村」には、川や田畑等の「自然環境」や生活基盤となる「住環境」があり、その中で農家や非農家の「暮らし」があります。農村に住む喜びを感じるためには、そこに住む全ての人の話し合いや新しい取り組みが必要な時期ではないでしょうか。

そこで、これまでの農業振興や農政対応という目的ではなく、純粋に自分たちの農村の将来を考えてみませんか？

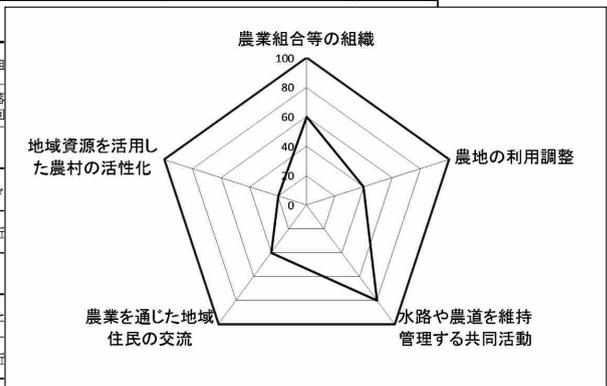
何から話し合えばよいの？

話し合う内容は、集落の実情に応じて違ってきます。しかし、話し合いを進めるための手順はほぼ同じです。

指針では、「集落の現状を知る」ことを第一段階としており、その一つの方法として「集落の活力チェックシート」を用意しています。



評価指標	評価点 (点)				点数
	0	1	2	3	
◆農業組合等の組織					
1 農業・農村に関する組織の構成 (農業組合など)	組合がない	耕作農家のみで構成	耕作農家と土地持ち非農家が構成	耕作、土地持ち非農家に加え非農家も参画	
2 組織の役員	組合がなく、役員はない	耕作農家が役員	耕作農家と土地持ち非農家が役員をしている	役員に若者や女性が登用されている	
◆農地の利用調整					
7 人・農地プランの策定	策定していない	策定に向けた話し合いをしたができていない	現状維持の内容で策定済み	農家や入作者の意向を踏まえて作成している	
8 土地持ち非農家からの相談窓口	窓口が必要と考えていない	必要と考えるが、窓口は設置していない	窓口を設置しているが、周知していない	既に、窓口が最大限に利用されている	
◆水路や農道を維持管理する共同活動					
15 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組	取り組んでいない	話し合ったができなかった、または途中でやめた	取組		
16 農道・用排水路法面の草刈	実施していない	耕作者個々に任せている状態	集落1回		
◆農業を通じた地域住民の交流					
22 土地持ち非農家の農用地、農道や用排水路等に対する関わり意識	意識はない	徐々に意識が薄れつつある	徐々に		
23 農業イベントの開催 (例えば、収穫祭など)	以前からない	以前はあったが、今はない	最近		
◆地域資源を活用した農村の活性化					
29 誇れる地域資源 (有無) (農産物、景観、環境、伝統行事など)	以前からない	以前はあったが、今はない	新たな		
30 地域資源の活用 (例えば、6次産業化の取組など)	以前からない	以前はあったが、今はない	最近		



様々な角度から自分たちの集落をチェックすれば、必ず現状や課題が見えてきます。

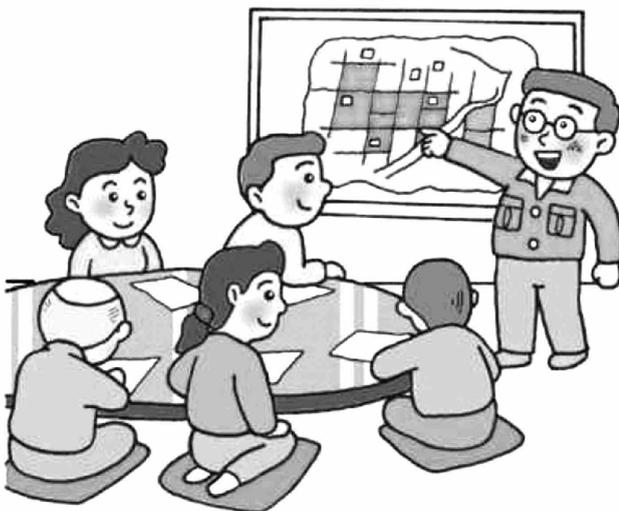
そうなれば、次のステップとして、課題の解決に向けた話し合いがスタートします。指針では、話し合いのヒントとなる「農村の目指すべき姿」や「優良事例」などをいくつも紹介しています。

話し合いには「第三者」も必要！

話し合いの主役は、もちろん住民の方々ですが、住民だけだとその農村の良さが見えなこともあります。行政（市町、県）やJAさらには専門のアドバイザーなど、指針を活用して話し合いをサポートする体制を整えています。

すでに、湖東管内でもいくつかの集落で「農村の将来（未来）」について話し合いを始められています。

「一度我が集落でも・・・」とお考えの方は、是非当課や市町・JA等へお声かけください。



集落営農の新たな挑戦

集落営農の現状

麦・大豆の転作から始まった集落営農が水稻を担う経営になり、法人化に至る組織が管内で35設立されてきました。

これらの集落営農で課題となっているのが農産物価格の低迷、とりわけ米価の下落にともなう収入の減少です。また、営農組織設立後、優秀なリーダーと手慣れた少数のオペレーターが営農を担い、実作業に参画する農業者が高齢化し、ある日気が付くと集落営農の後継者は・・・という後継者問題も浮上しています。

新たな挑戦

35ある集落営農法人の内16法人で集落の多様な人材を活用し、野菜、花き、果樹栽培に取り組みられています。さらに、生産された農産物を加工することにより付加価値をつけ、販売する取り組みも始まっています（表1）。これら園芸や加工などに取り組みされる集落営農では、地域にあられる女性や高齢者など多くの住民の労力や知恵を有効に活かし、新たな分野に挑戦することで、地域づくりにもつながっています。

今後水田農業を維持していくためには、できる限り多くの構成員やその家族、住民に関わってもらえるような環境づくりに向け、稲・麦・大豆以外の園芸品目の導入などに挑戦することが、新たな人材の発掘や営農の継続につながると期待します。



ナバナの収穫作業

表1. 集落営農法人の多角化の状況

平成27年11月現在

経 営 品 目		法人数
野菜	施設トマト	15
	キャベツ、ブロッコリー、ナバナ、タマネギ ニンジン、カボチャ等	
花	アスター	1
果樹	イチジク、ブドウ、カンキツ	6
加工	漬物、菓子、ジャム、酒他	9

湖東農業農村振興事務所農産普及課調査



アスターの播種作業

滋賀県園芸振興大会が開催されます

野菜・果樹・花の栽培技術や県内の事例の紹介が行われます。園芸に興味・関心のある方は是非ご参加ください。参加については当課までお問い合わせください。

開催場所：近江八幡市 ホテルニューオウミ

開催日時：平成28年2月29日（月）13：30～16：30

農業濁水ゼロを目指して

無駄なく営農、農業排水対策のポイント！！

農業濁水は、入水後水田畦畔からの「漏水」「落水」「^{いっすい}溢水」によっておこります。水や肥料の無駄をなくし、濁水を減らすために以下の点に注意しましょう。



浅水代かき実演会

- ①入水前に、あぜ塗り機で畦畔をあぜ塗りする
- ②あぜ塗り後に、あぜ際をトラクタ後輪で踏みしめる
- ③水を入れる前には尻水戸をしっかりとふさぐ
- ④入水後は排水路に水が漏れていないか確認する
- ⑤浅水代かき（土が見える割合70～80％）を行うために、必要以上に水を入れない
- ⑥最初の代かき作業は、周囲からていねいに行う
- ⑦田植え前に、強制落水は絶対にしない

農業用“水路”にゴミを流さないで！！

農業用“水路”にビニール袋や刈草などのゴミが流れ込むと、琵琶湖へ流れ環境問題になるだけでなく、水路をふさぎ、水が溢れ地域の浸水問題につながります。水路へゴミ等が流れないように注意しましょう。



電気柵の安全な設置について

電気柵は、野生獣による農作物被害を防ぐ防護柵のなかで、比較的手軽に設置できることから、管内では田畑のまわりや、金網柵などと組み合わせて広く設置されています。

手軽に設置できる電気柵ですが、感電事故には十分注意が必要です。感電事故を防ぐために、次の対策をお願いします。

1. 家庭用電源から直接、電気柵に通電することは、たいへん危険で法律に違反します。必ず、電気用品安全法の適用を受けた電気柵用電源装置から通電してください。
2. 30ボルト以上の電源を使用する場合は、危険防止のために15mA以上の漏電が起こったとき0.1秒以内に電気を遮断する漏電遮断機器を設置してください。
3. すぐに電気が遮断できるように、容易に操作できる箇所にスイッチを設置してください。
4. 電気柵には、人が見やすい場所に、危険を表す表示板をつけてください。



また、設置されている電気柵には、不用意に触れないようくれぐれもご注意ください。特に、小さなお子さんが触らないように、周りの大人が十分注意してください。